

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 7 月 26 日 (火) 第 331 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令 (森づくり推進課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 1

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

## 告 示

### 鹿児島県告示第616号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

令和 4 年 7 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 区域及び期間

- (1) 区域  
県全域
- (2) 期間

令和 4 年 8 月 16 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等 (伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条 (用材及び薪炭材であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。以下同じ。)の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市, 鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, 薩摩郡, 出水郡, 始良郡, 曾於郡, 肝属郡及び熊毛郡 (屋久島町口永良部島の区域を除く。)の区域	奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域
---	------------------------------------

#### 4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

#### 5 その他

1 の(1)に掲げる区域内において森林, 樹木, 指定種苗又は伐採木等を所有し, 又は管理する者は, この告示の日から 2 週間以内に, 理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

### 鹿児島県告示第617号

西之表市国上353番地 5 伊東恭三郎及び西之表市国上 8 番地 岩松洋人からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 4 年 7 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 西之表市国上区域（西之表市国上の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業，主としてひき縄漁業を営む漁業又は小型定置漁業を営む漁業

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第81号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 7 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 真・牙狼 2 - R P	株式会社サンセイアールアンドディ	210103
ぱちんこ遊技機	P 野生の王国 5 M 2 - K Y T 5 9 6 C	株式会社ニューギン	1P1345
ぱちんこ遊技機	P 緋弾のエリア～緋弾覚醒編～ 3 1 9 V e r . J M Z	株式会社 J F J	210118
回胴式遊技機	S ボンバーガール P M	K P E 株式会社	2S0154
回胴式遊技機	S パチスロ鉄拳 4 デビルバージュン T C D	山佐株式会社	2S0327
回胴式遊技機	S パチスロスーパーリオエース C C	山佐株式会社	2S0382
回胴式遊技機	S バイオハザード R E : 2 X B	株式会社アデリオン	2S0613